

# 徳山藩御用焼物を探る

吉積久年 *Yoshizumi Hisatoshi*

## はじめに

徳山藩の御用窯あるいは御用焼物について、これまで記されたものは、「萩焼古窯」の御用焼物師藏崎家の家譜（山口県文書館蔵）<sup>(1)</sup>と「譜録」（四七八）を紹介したに留まり、極々限定的である。徳山藩政史の性格を帶びる『徳山市史』（昭和三十一、三十五年初版発行）でさえ全く取り上げてはいない。また、防長両国藩政史研究に必携の『もりのしげり』（大正五年時山弥八著）に、旧長藩内窯業表という項目が用意されているが、徳山藩御用窯については記述がない。伝世品もなく、窯跡さえ定かではなく、ほとんど忘れられ、まるでなかつたかのような扱いを受けているかに映る現状にある。それを少しでも解消できればと、筆を執るものである。

筆者は、徳山藩内で起きた様々な事象を多岐にわたり記述した山口県文書館蔵・徳山毛利家文庫「御藏本日記」元禄元年（一六八八）から明治元年（一八六八）までの全一一六六冊に目を通した者として、案外に御用焼物および焼物師に関する記事を目撃することができたので、ここにその成果を紹介して、これに応えようと思う。また、詰まるところ萩焼の支流をなすものであつてみれば、少しは萩焼の歴史の空隙を埋めることもできるのではないか、とも考えるものである。

別に示した一覧は、この「御藏本日記」（以後、当該日記については「日記」と表記する）で筆者が目にした焼物に関する記事を拾い集め、その概要をとりまとめたものである。

「譜録」（文化十二年（一八一五）蔵崎栄助の提出）によると、御用焼物師の蔵（倉）崎家は四代続いた。以下、代

## 徳山藩御用焼物に関する「御歳本日記」記事一覧

年号（西暦）	月日	概要
延享 3 (1746)	6.27	藏崎惣右衛門・御好の焼物調につき台道土・萩小畠土入用、萩茶碗師所持者へ内証所望
	7.16	藏崎惣右衛門、茶碗土操役として西方へ罷越、昨晩調い帰り
4 (1747)	7. 6	江戸に於いて高山友右衛門より萩茶碗15注文、代5匁
寛延元 (1748)	7. 6	御用土器焼立て差出し、五度180・三度160
	7. 8	御用土器焼立て差出し、五度150・三度350
	9.14	9/2夜の大風により「茶碗釜大覆細工所屋根之外損」
	11.19	新宅土器の砂交じり茶碗焼き方、こし土4~5升
3 (1750)	10.23	藏崎七郎左衛門、松本焼・楽焼伝受につき今朝萩へ出立
宝暦元 (1751)	5. 8	藏崎七郎左衛門、去冬焼物稽古として出萩、そのための借銀158.33匁支払い
	6.23	藏崎七郎左衛門、萩に於いて御用焼物仰せ付けられ、6/25出萩
	8.10	藏崎七郎左衛門、萩に於いて御用仕廻、今日帰着
2 (1752)	正.25	藏崎七郎左衛門、御用焼物につき2/朔~出萩
	2.朔	藏崎七郎左衛門、焼物稽古につき坂助八・三輪休雪へあいさつとして白半紙20束持参 藏崎七郎左衛門の萩に於いて焼調い焼物、江戸送り
	4. 7	藏崎七郎左衛門、萩に於いて御用焼物細工出来送り来たる
	4.10	同様、赤楽火入9、黒楽茶碗13、赤楽茶碗13送り来たる
	9.26	藏崎惣右衛門、出萩より御用茶碗用土取り戻り
	11.18	茶碗焼立てにつき松厚板(厚1寸・長1尺5寸・幅1尺1寸)30枚御用
3 (1753)	2.28	萩四本松（徳山藩の萩屋敷）へ松本焼御用茶碗につき急飛脚申付け、9ヶ半出立
	3. 3	藏崎惣右衛門、内証茶碗焼立て、2/29出萩、2/晦佐波川手前で落馬負傷、今晚帰着
	3. 4	悴七郎左衛門へ出萩の命
	4.28	萩松本焼茶碗御用につき去冬萩当役方へ依頼のところ、萩僕約中につき茶碗師三輪休雪自分窯焼立て序に仰せ付けられ焼調い、小腹茶碗100・中腹茶碗100・筒茶碗100昨夜参着、代銀177匁
	6. 2	御用焼物類下地調いにつき明日茶碗窯入れ
	6.28	当春発駕（3/27）前に納戸方注文の茶碗類、作事方に於いて焼立て出来、江戸送り、一番入組大砂鉢5・甲砂鉢2、二番入組三角皿22・長皿15、三番入組長皿45、四番入組濃茶茶碗15・長皿41・薄茶茶碗42・大皿32、五番入組中茶碗145、六番入組濃茶茶碗15・小茶碗25・中茶碗86
	7. 8	先頃萩に於いて出来の茶碗300の代銀177匁、茶碗師三輪休雪へ支払い、今夜差遣わし

8. 6 江戸御用先頃仕送り300のうち不足の松本焼小腹茶碗9送り出し
- 10.10 江戸御用焼物、蔵崎七郎左衛門焼調いにつき送り、濃茶茶碗  
41・薄茶茶碗31・大皿29・長皿70・三角皿36・甲鉢3・中茶碗  
174・徳利大小9
- 宝暦4(1754) 4.16 蔵崎惣右衛門、深川入湯するも無効につき秋再入湯の承認  
5.14 蔵崎惣右衛門、深川入湯より昨晩帰る  
6.28 蔵崎七郎左衛門父惣右衛門、痛所、当春深川入湯後再発につき  
当年中同所保養の承認
- 12.朔 蔵崎七郎左衛門へ江戸居間御用猪口4・徳利1920、来春まで早々  
焼立ての命
12. 5 蔵崎七郎左衛門父惣右衛門、今以て痛所あり、来年中お暇の承認  
12.24 作事方御用焼物土、台道村に於いて購入仰せ付けられるにつき、  
往来路料(12/23・24)1.5匁、人足1人賃往来16里分(1里=16文、  
66文遣いで)4匁
- 5(1755) 2.26 江戸居間御用松本焼茶碗60(小腹茶碗うち白・玉子各30、手本  
茶碗1とも)去冬萩当役へ注文のもの漸く出来  
4.24 御居間御用焼物(角中猪口45・角中皿27・長皿14・角小猪口  
17・丸猪口5・角小皿5・茶碗3)江戸大回り荷物として差送り賃  
4.8匁支払い
6. 7 御茶碗窯へ明日より焼物下地詰込みの届→6/20蔵本へ20差出し  
9. 5 江戸御用焼物類入箱19、作事方で詰め古市浦船で大坂送り
- 6(1756) 2. 3 江戸御用松本焼茶碗黄葉焼・白葉焼各20、萩当役衆へ依頼  
→2/24去秋大風、窯破損につき不調との回答  
4.10 茶碗50(白葉30、黄葉20)江戸送り  
4.11 江戸御用の焼物出来、茶碗134・徳字茶碗232・手水鉢9ほか昨日  
仕送り  
4.13 作事方焼調いの徳字茶碗220・手水鉢7、買物方受取  
5.14 作事方へ注文、土器三度600枚・七度9枚・五度15枚・耳20枚、  
油器50枚  
9.29 作事方へ土器焼立ての命、五・七度各10枚、三度1000枚、耳10  
枚  
12.18 蔵崎惣右衛門、当年中萩暇承認のところ、未だ気分勝れず、来  
春中萩滞留の承認
- 7(1757) 2.18 蔵崎七郎左衛門、深川の焼物師赤川三左衛門梓庄左衛門を養子  
にすることを承認される  
4. 9 蔵崎七郎左衛門、養子庄左衛門召連れ昨日萩より帰る  
6. 8 蔵崎庄左衛門、御用なく細工出精難につき素焼き細工、ついて  
は他所より土器類入込みを禁ずるよう嘆願→却下  
7.16 江戸御用萩焼茶碗類詰立て、蔵崎庄左衛門罷出

- 宝暦9 (1759) 2. 4 蔵崎七郎左衛門、萩に於いて実父と相対のため往来20日の承認  
                  6. 5 蔵崎庄左衛門、萩に於いて実父病気大切につき往来10日の承認  
                  12.16 当春、萩に於いて焼物依頼につき時候見舞いとして鴨一簪・  
                  半紙10束充、吉田孫右衛門・坂二郎右衛門へ
- 10 (1760) 正.18 蔵崎庄左衛門父七郎左衛門、老父相対のため深川へ往来15日の  
                  承認
- 11 (1761) 4.朔 御発駕（3/7）前、秀之助様（5代藩主広豊6男）より進上の松本  
                  焼茶碗10・塩鯨一簪巻大回り江戸送りの命  
                  7.23 蔵崎七郎左衛門、萩に於いて実父相対のため往来12日の承認
- 13 (1763) 2.12 蔵崎庄左衛門、深川の実父相対のため往来20日の承認
- 明和元 (1764) 2.朔 蔵崎庄左衛門、実父相対のため深川へ往来15日暇の承認→2/20  
                  今晚帰る
- 5 (1768) 3.28 蔵崎庄左衛門、実父相対のため深川へ往来20日の承認  
                  6. 8 蔵崎庄左衛門父七郎左衛門、実父病気につき深川村へ往来20日  
                  の承認  
                  8. 4 蔵崎庄左衛門へ居間御用花入2・茶碗（素焼き）2、雛形通り調  
                  いの命  
                  11.22 松本焼茶碗100、代65匁、包み菰代24文、萩に於いて調い仰せ付  
                  けられ、買物方購入
- 6 (1769) 正.22 蔵崎庄左衛門へ楽焼にして居間御用水差2・香炉1・蓋台2・柄杓  
                  立1調達の命  
                  3.26 蔵崎庄左衛門、実父相対のため深川村へ往来15日の承認  
                  9.23 萩に於いて御居間御用の松本焼茶碗15（代銀8.709匁）調達
- 7 (1770) 2.13 蔵崎庄左衛門、惣右衛門と改名の承認
- 安永3 (1774) 正.15 蔵崎惣右衛門、実父相対のため深川往来25日暇の承認
- 6 (1777) 8. 8 深川の清助・万助・三六、茶碗売りとして来たり、佐渡屋源助  
                  宿に8/20頃まで滞留  
                  12.27 蔵崎七郎左衛門、「当夏御焼物土心遣」につき銀1両拝領
- 7 (1778) 7.11 倉崎幸内、萩より今日帰る  
                  7.26 深川茶碗売り清助・万梶・三六・万助、例年通り徳山町4~5日  
                  滞留、宿は本町佐渡屋源七方
- 9 (1780) 6. 3 倉崎幸内、実母相対のため深川へ往来20日の承認→6/8出足  
                  →6/28昨晩帰る  
                  7.27 焼物御用の黒谷土2俵、大坂に於いて調達の指示  
                  9. 5 大工伊藤常助・倉崎幸内、御居間御用先日より日々早朝より参る、  
                  作事方泊番の免除  
                  9.12 倉崎幸内へ焼物方入用として薪15把渡し  
                  10.22 御焼物方御用炭3俵、倉崎幸内へ渡し
- 天明元 (1781) 正.15 倉崎幸内妻、今朝女子出産  
                  2.11 倉崎幸内へ御焼物方御用炭3俵渡し→2/12も

- 2.16 去年以來御用日勤苦勞につき倉崎幸内へ銀30目、伊藤常助へ銀40目下し
- 天明3 (1783) 3.18 倉崎幸内へ御焼物入用として炭1俵渡し  
 5.17 倉崎幸内へ焼物御用につき御居間物頭より炭3俵・大束3把渡し  
 7. 8 倉崎幸内へ御焼物御用につき薪12把渡し  
 9. 4 倉崎幸内へ御焼物御用につき炭2俵渡し  
 10. 2 倉崎幸内、実母病氣大切につき深川へ往来20日の承認→10/19昨夜帰る (10/6母死去)  
 11.18 御焼物方御用につき薪5把・炭2俵渡し  
 11.27 倉崎幸内へ焼物方御用として白真皮1枚渡し
- 4 (1784) 正.19 倉崎幸内へ御焼物方入用の炭1俵・薪5把渡し
- 5 (1785) 12.28 倉崎幸内へ内々細工物調いにつき銀1両下し
- 6 (1786) 6. 7 御焼物方倉崎幸内入用につき樽桶4斗入り2つ・布巾2つ・蓮2枚・薄縁1枚・苦2枚・1間板幅広2枚・角板8寸四方10枚渡し  
 8.21 御焼物方御用の黒谷土9斗・かも川石300目・からすす200目・白玉300目・から土300目、大坂に於いて調達
- 8 (1788) 2.14 倉崎幸内、旅役うち続き、なおかつ樂焼御用を命ぜられ不調法、家子多数、扶持方不足など困惑、よって憚召し連れ8ヶ月深川親類共方へ修業の承認→3/2明日出足
- 寛政元 (1789) 6.18 倉崎幸内、内証差闇え、家子多きため深川親類方へ参り家業細工、且つ憚へ細工指南するべく13ヶ月滞留願に対し来年4月迄の滞留の承認
- 3 (1791) 5.25 倉崎幸内、内証差闇え、家子多数につき暮らし方方便なきため、実家深川へ家業細工修業、来年5月迄承認
- 4 (1792) 6.21 倉崎幸内娘、病氣のところ死去
- 8 (1796) 3. 2 倉崎幸内、深川親類方へ明日出足
- 10 (1798) 5. 5 倉崎幸内父久々病氣のところ死去
- 11 (1799) 6.20 倉崎幸内、東豊井仮御殿へ明日出頭の命
- 12 (1800) 正.18 倉崎幸内へ、絵師鳥野甚吉・細工師月山代八とともに、去年富田御殿御用物度々調いにつき熨斗代下し
- 文化3 (1806) 5.26 松本焼茶碗12、江戸御居間御用につき萩より差出し
- 6 (1809) 8.23 萩の注進夫へ濃茶・薄茶茶碗代銀15匁渡し
- 14 (1817) 4.28 蔵崎栄助、家業稽古のため深川親類方へ来年3月まで暇の承認

を追つて話を組み立ててみると

(初代) 蔵崎直休惣右衛門 初名勘兵衛 (延享三年)  
△

七四六改名 宝曆四年（一七五四）隱居

同七年沒

（二）原山口石頭石碑，三版四空，楷書，碑文全隸

周寶政一卷（一十九八）

(三作) 倉嶺喜運幸内 裕名齋嶺庄左衛門(明和七年一  
二七〇) 疎奇櫻石青用 二支

年（一七七九）倉崎幸内と改む）、庭齋七年

家賢、文化元年（一八〇四）隱居，同六年歿。

(四代) 藏琦喜久兼助 文化元年家督

初代藏崎惣右衛門

初代直休惣右衛門（初名は勘兵衛）は、延享二（一七四五年）、禄高一二石三人扶持で「家業御茶碗類焼物師」（「譜錄」）として召し出され、宝曆七年（一七五七）没、享年七二。

管見で日記における徳山藩御用焼物師に関する初見の記事は、延享三年六月二十七日の次の条である。これは、初代惣右衛門が御用焼物師として徳山藩に召し抱えられた翌

年のことになる。

一宗友より申出候、藏崎惣右衛門、御好之焼物相調候得

は、台道主・萩小畠土入用候得共、表方御所望不相成候故、萩茶碗師之内所持仕候者へ内証に而所望遣申度

由、其段御當役へ申達候處に可被遣通に付、早速遣候様友右衛門へ申達候、惣右衛門儀龍越候節も致持參候道具も有之、其上急罷越龍帰り候節は土取帰候故、往來共迷焉止御立枝哉矣

予共緒馬壹乃微立被夙傾

一御女」の主とは、御山藩第五代藩主利広豊であつた。享保六年（一七二一）から宝暦八年（一七五八）まで藩主の座にあつた人物である。そして広豊は何を所望したか。また、「宗友」とは宗友右衛門のことと、当時は作事奉行を務め、御用焼物師は作事方に属していた。

惣右衛門は、この年、正月に勘兵衛から名を改め、この頃はもう還暦に達していたことになる。「譜録」には、「深川・三之瀬焼物所の開窯に尽力した藏崎五郎左衛門の孫で三之瀬から阿武郡中山村（現萩市三見中山）に移住して焼物を焼いていた」ところを召し抱えられたと記されている。

「勘兵衛の召し指されについては、御山毛利家文庫（江府書簡録）延享二年の簿冊に記述が散見され、やや足跡が辿れる。三月二十七日の条に「宗ノ瀬御茶碗焼勘兵衛」の召しお見えに関する記述をはじめとして、勘兵衛の落ち着き先、つまり住所の決定事項なども確かめられる。

さて、上記の記事は、原材料となる台道（現防府市）と  
萩の小畠（現萩市）の土の入手について、ともに萩藩領、

つまり他藩領の産物であり、表だって入手できなかったため、「萩茶碗師」すなわち萩藩御用焼物師が所持する土を内証で分けてもらうという形で話がまとまり、運搬用の馬の調達も配意されたことを示している。なお、土の調達についても「江府書簡録」十二月二十五日の条に土の種類や多寡などが明記され、いずれも「徳山之儀は格別之事故」として、提供の決定を見たことが分かる。大(台)道土八儀、小畠土二儀、そして佐波郡浮野村(現防府市)の石薬八儀

がその内訳である。

延享四年七月六日の日記の記事は、徳山藩御用窯の始点の背景を物語つていて思う。「江戸御用」、つまり徳山藩江戸屋敷で利用する御用焼物が求められた。事実、同じ徳山毛利家文庫「記録所日記」に目を向けてみると、諸侯等への進物品に「萩焼茶碗」とか「長州焼茶碗」などとの記載が見える。

日記では初代の名前があまり出てこない。多くが養嗣子、二代目の七郎左衛門であり、焼成場所もほとんど萩である。

そして、惣右衛門が漸く登場する。それは遭難という形で。宝暦三年(一七五三)二月末、内証の茶碗焼成に萩へ馬で急行途中、佐波川(現防府市)の手前で落馬事故をおこし、やむなく徳山に戻らざるを得ない身の上となり、表舞台から身をひくことになる。この出萩のことは、要所ではまだ初代の力を仰いでいたことを示している。この負傷

の父に代わり、息子七郎左衛門に出萩の藩命が降り、代役を演じさせられたと思われる。

宝暦四年十二月五日の記事に「今以て痛所あり」として、来年一年間のお暇願いが承認されている。「譜録」には、遡る宝暦四年二月八日に隠居が認められたと記される。

このように、蔵崎家が徳山藩御用焼物師に抱えられたことに違いはないが、窯といい、製品といい、多く松本焼に頼っていた節が窺える。

ところで、この御用焼物師お抱え以前のことを考えるに相応しい史料が存在する。

先ず、徳山毛利家文庫「記録所日記」延宝七年(一六七九)二月二十四日の次の記述。

一萩松本高麗左衛門手筋之焼物師老人浪人にて罷在候、御家に被召置候者罷出度由、人伝を以申候、是は松平先出羽守様御所望に付萩より御詮議に付彼者被置候故焼物上手之由承候、大抵廿石方程にて可罷出と申候、無御用時は如何様之御奉公にても仕、御用之時は焼物可仕之由申候、岩国などにも同様之類被召置候、第一若殿様世間へ之御挨拶にも罷成可然存候て可被仰越候、若急御窺難成候は、各於御同□は御雇に召置度候通、桂民部より内談之書状差越候

このとき、御用焼物師を物色し、また志願する者があつた

事実が確かめられる。そして、同三月十七日の記述で、その具体的対象者が判明する。その名は勝屋権兵衛、だが召し抱えの確認はできない。

一高麗左衛門手筋之勝屋権兵衛と申、惣瀬御焼物師浪人にて罷在御歩行かつこうの被下物にて罷出度通望候由、最前申来候、若殿様御近付の方へ之御挨拶にも可罷成候、幸之儀に候間、御雇に被召置可然存候、窺候へは急に埒明申間敷候、左候て所柄御吟味焼物被仰付可然候由、内状にて申遣候

徳山毛利家文庫「御手紙控」貞享二年（一六八二）の簿冊に、松本の焼物師坂兵衛と三輪忠兵衛に対し御用の茶碗・茶入そのほかの眺えに応じてくれた礼銀一二九匁充てを供した旨の十二月二十日の記事が見出されたりする。このようく、古くより徳山藩は、必要な焼物の調達を松本焼に大いに頼つていたことになる。ただし、この点については、上述史料のように岩国吉川家も同様な動きを示していたようである。<sup>②</sup>

その萩茶碗の値段が、延享四年七月六日の記事に書きとどめられている。江戸で注文の萩茶碗について、一五口で代銀五匁と記される。<sup>③</sup>

なお、窯の築造に関する記述を突き止め得ないけれども、寛延元年（一七四八）九月十四日の条に去る九月二日夜の

大風被害を総括した書き込みがある中に、「一茶碗釜大覆細工所屋根之外損」と見えており、「茶碗釜」の存在を確認することが出来ることから初代惣右衛門お抱え当初から徳山に窯が築造されていたと考えられる。この被害の復旧についても史料の持ち合わせがない。

## 二代藏崎七郎左衛門

「譜録」によれば、二代目七郎左衛門直之の家督相続は、宝暦四年（一七五四）二月のこととされるが、遡る延享二年（一七四五）九月一五日に養子縁組の承認を得たことになつておらず、初代の召し抱えより一足早く行われていたことになる。深川三之瀬の焼物師藏崎九郎左衛門の次男が選ばれた。ときに年齢はまだ若干二〇歳くらいということになり、延享二年の召し出しも親子抱き合せの様相を持つていたと映る。藩においてはむしろ期待は二代目の方に注がれていたのかも知れない。既述のとおり、初代の落馬事故がそれに拍車をかけたと言える。

遡る寛延三年（一七五〇）十月二十三日、七郎左衛門は修業のため萩へ発つ。松本焼、つまり萩焼と楽焼の技術伝授を目的として。この日の記事は次の如くである。

一藏崎七郎左衛門儀、松本焼并らく焼伝受事有之、今朝出立、萩へ被差越候趣は福間彦右衛門殿より木梨弥右

衛門方諸事筆談之上、御用相済被差越候、先様進物勤  
方等之儀、御作事方に控有之候也

翌年五月八日の条には、このときの修業費用が書き留めら  
れている。銀で一五八匁三分三厘<sup>(4)</sup>。また、どのくらいの修  
業期間であつたか、「去冬」という字句からは年内、二ヶ  
月ほどであつたろうか。

そして、肝心の修業先については、宝暦二年二月朔日の  
記事で明らかとなる。

一右同断（＊筆者注）御買物方 左之通

一白半紙式拾束

坂助八・三輪休節

但、壱人前拾束宛

外に

包のし拾八

水引上包紙共に

御藏本より渡之

右藏崎七郎左衛門、焼物類為稽古、萩被差越、於萩、  
坂助八・三輪休節方に而稽古伝授仕候故、右両人へ  
為御挨拶被下候条、前書之通相調候而御藏元可被差  
出候通、浅田金左衛門方へ手紙遣之

修業先は、坂助八と三輪休雪（節）だつた。前者は、坂家

五代目の助八忠達（享年不詳、寛延元年家督相続）であり、  
後者は三輪家四代目利之休雪（宝暦十四年没、享年六〇）

である。浅田金左衛門は買物方役人。

そして、留意すべきは、松本焼＝萩焼だけではなく京都  
樂燒の焼成が求められていたことである。七郎左衛門が最  
初の修業時点、つまり寛延三年十月二十三日からの萩行き  
でも松本焼と並んで樂燒の伝受と明記されている。宝暦二  
年四月十日の条では、赤染火入九、黒と赤の各樂燒茶碗一  
三が萩で焼成され、徳山にもたらされている。既に知られ  
ているとおり、延享元年に三輪家四代目休雪が樂燒の修業  
に上京した事実があり、徳山藩の御用焼物の動向が、これ  
に近接あるいは重なっていることは何らかの関連性を持つ  
ものとして注意すべきと思う。

宝暦二年九月二十六日の土の調達と同十一月十八日の松  
厚板の調達は、徳山の窯が復旧していたことを暗示させも  
する。

そうして、順調に動き出すかに見えたところへ、初代惣  
右衛門が既述の通り落馬事故を起こしてしまい、代わつて  
未だ家督相続の行われていた養子の二代目七郎左衛  
門に焼成の藩命が相次いで下されている。

一萩松本焼茶碗御用に付、去冬、萩御役方へ爰元御當役  
方より御頼之御文通、尚亦萩兩人役へ爰元兩人役より  
委細に書通被仰付候處、頃日萩表御僕約中に付、御用  
之分茶碗師自分釜焼立之節、序に被仰付候間、此御方  
御用茶碗御頼之儀も右之通、自分釜の序に相調次第可

指送由、去冬返答有之候處、此度燒調相成、左之通

一小腹茶碗百

一中腹茶碗百

一筒茶碗百内五拾ウ先達而来ル

以上三百ウ代銀百七拾七匁也

壱ツに付五分替

右道中継送、尤才料組付老人被指添、昨夜中參着、先例之通飛脚宿に而賄被仰付候、是亦萩兩人役吉田孫右衛門・坂治郎右衛門より爰元兩人役へ書状指越并茶碗師三輪休雪より之代銀到來致候、追而萩谷左兵衛方より抑方可仕之通、吉田・坂方へ相所之□返答才料之□の銀武両被下候に付、右一同に町奉行所へ相渡、検断頭より宜挨拶可被仰付之通、岡部伊右衛門へ申達候、尤昨晩今日三賄如例仕出方有之段、御買物方へ手紙出也

但才料に被下候銀武両、此内之儀はいか様共此度之

儀は御茶碗御頼之儀に付被下候由に御沙汰之事

これは、宝曆三年四月二十八日、萩松本燒茶碗三〇〇焼成にまつわる記述である。この前年冬から萩・徳山兩藩上層部の間で話が通され、徳山藩が求める「萩松本燒茶碗」は三輪窯で焼成された。ここで本来は、蔵崎七郎左衛門が窯を借りて代行するはずであったが、まだ若輩、未熟は免れ得なかつたか、三輪家の当主休雪の手を煩わせることにな

つたと思われる。しかも、御用焼成は萩藩の僨約中という理由により三輪家私用の焼成、つまり自分焼の時に行われた。

製品の用途は、「江戸送り」「江戸御用」そして「江戸居間御用」の文言が示すに留まり日記ではつきりしないが、これを明らかにする史料が別にある。つまり「江府書簡録」宝曆四年（一七五四）十二月十二日付けの次の記述である。来四月、例年御参府之時節、松本燒茶碗御進物御用御座候間、去春之通萩へ御頼之赴可申遣之由、云々

江戸参府の折、江戸の諸侯に対する挨拶の進物品に「松本燒茶碗」が利用されていたことがわかる。

さらに、徳山毛利家文庫「記録所日記」では、具体的に進物品として贈呈したことが記される。例えば、延享二年十一月、美濃の竹腰志摩守との間で「瀬戸燒平皿十・同焼皿十」と「長州燒茶碗十」とが贈答された事実などがあり、諸侯等への進物は、萩焼、松本焼でなければならなかつた。宝曆三年六月二十八日の記事によると、この年三月二日の藩主の参勤前に納戸方から注文されていたものができあがり、江戸へ送つたという件。濃茶茶碗三〇、薄茶茶碗四二、中茶碗二三一、小茶碗二五、大皿三二、長皿五六、三角皿二二、大砂鉢五、甲砂鉢二が、その内訳。そして、六月二日の記事に、「明日窯入れ」との実況記事が目にされことから、これは徳山の手元で焼成されたと考えて差し

支えない。茶碗等の頭に萩焼あるいは松本焼とは記されない。御用達成の扱い手は、本来、初代惣右衛門であつたはずである。それが、思わぬ事故でやむなく、まだ家督を譲られていない若輩の二代目七郎左衛門が代わつてその任を背負わざるを得なかつたことになる。

家督相続は、宝暦四年二月二十八日のことであり、江戸御用の任を一身に背負つた時と重なつて、大変な重責を担つたものと推測される。

その一方で、台道士の入手も定まつたよう（宝暦四年十

二月二十四日の条）であり、萩での窯入れの実行も窺われる（同五年二月二十六日の条）。同四年十二月朔日の記事では、江戸居間御用の猪口四、徳利一九二〇が発注されてゐる。なお、この頃、養父惣右衛門は深川湯治などで療養に励んでいた。

七郎左衛門の名は、間をおいて安永六年（一七七七）末に現れる。一年の締めくくりとして「当夏御焼物土心遣い」をしたとして、慰労銀一両があてがわれたことが書き留められている。隠居の身とはいへ、未だ五〇代、成長期を迎えた養子に対する親心でもあつただろうか。

なお、宝暦六年二月二十四日の記事によると、江戸御用の松本焼茶碗調達について、去年秋の「大風」で、松本の窯が破損して不調との回答があつたという。「江府書簡録」によれば、窯だけではなく土採集場も破損したといい（三

月四日付け）、四月十日付け書簡控には「爰元作事方」で漸く昨日までに整えたとある。江戸御用には、とにかく松本焼が必要とされていたことがよく分かる。そして、「江府書簡録」同七年七月二十五日付けの書簡によると、松本焼の復興は宝暦六年冬だったといい、土採集場の復旧も行われたとしたためられる。

### 三代倉崎幸内

宝暦七年（一七五七）画期が訪れる。

二月十八日の記事に、二代目七郎左衛門が、深川三之瀬の焼物師赤川三左衛門を養子とするについて、承認されたと見える。

「譜録」には、同日のこととして、お咎めにより二代目七郎左衛門が隠居させられたともある。そして、この年十一月十二日、初代惣右衛門が実子の住む阿武郡中山村で亡くなつている。落馬事故から四年目のことになる。

七郎左衛門は、家督相続からまだ数年、ときには未だ三〇歳くらいで、隠居の年齢には全くない。お咎めの理由は何か。史料がないが、若い中での重責との鬭いの日々であったことが十分想像される。七郎左衛門の、その後の動静については宝暦九、十、十一年に深川の実父の元を訪問したことなどが垣間見られるにとどまる。

養嫡子となつた庄左衛門は、文化六年（一八〇九）の没、享年七二というから、この時期いまだ二〇歳ほどの身空であつたことになり、養父と同じような運命を与えられたといえる。

その証拠に、妙な記述に出くわす。宝曆七年六月八日の記事に、庄左衛門に御用が無くなり、細工家業に精が出なくなつては困るので、他所からの土器類の入り込みを禁ずる処置が講じられたというのである。異例の嘆願であつたはずで、庄左衛門の立ち位置を考えるによい材料と思われる所以、その記事を紹介しておく。相川萩左衛門は作事方役人、鳥野安左衛門は作事奉行である。

#### 一相川萩左衛門申出候

一私義、父七郎左衛門家続被仰付難有仕分奉存候、然所に打続候而御用等義無御座、未熟之私、只今之通には細工出精難相成御座候故、為稽古於私宅御用之間合焼物細工仕度奉存候、右素燒細工仕候而も殊之外入目失費御座候得共、御存知之通祖父<sup>宗左衛門</sup>、父七郎左衛門近年打続病氣に而内証以之外困究仕、難儀体に罷居申候故、右入目等之方便無御座候所、右焼細工仕候は、所望仕候而買々仕度申者も町方に御座候故、細工稽古内証取続旁にも相成申候、左候而何卒諸方より御領内へ入込申候土器類御指留被成被下候様には相成申間敷哉、右諸方より參売買仕

候土器之儀はいか様御運上等指上可申と奉存候、右他所より參候土器御指留被成被下候は、御運上之趣は只今迄被召上來候、御運上よりは少々余分以私心遣御上納仕度奉存候、右之通被仰付被下候は、細工執行且は内証取続先々御奉公仕度奉存候、以御内々右之通御奉行様迄宜様被仰上可被下候、奉頼候、以上

四月廿六日

鳥野安左衛門様

倉崎庄左衛門

右申出候趣、御當役へ相伺候処、細工物売買等、願之通被差免候、他所より御領内入込候土器類指留候儀は不被相成候、弥素燒相伺候は、火用心入念候様に旁御申聞せ可被成通、相川萩左衛門申達候事作事方焼物師の仕事は、茶道具としての茶碗類だけではなく、祭事で大量に使用する土器類の焼成もあり、一覧にも示しているとおり作事方が焼成を命じられた記事も散見される。ただし、流入制限をかけ、町方売買を企てる意図を考察するに、徳山藩御用焼物師の置かれた位置、藩御用に背を向けた姿が見えもする。

また、七月十六日の記述には、江戸御用の萩焼茶碗類の詰め立て作業をする庄左衛門の姿が捉えられている。

宝曆九年以降、明和五年（一七六八）までの間、庄左衛

門の動静は、日記上では、実家の深川三之瀬への訪問ぐら  
いしか認められない。庄左衛門自身未だ三〇歳の若さであ  
り、実家への度々の帰省も主たる目的は、技術の習得にあ  
つた可能性が高い。

明和五、六年頃は、御用焼物は松本焼の購入で満たされ  
ていたことが窺える。そんな中、明和六年正月二十二日、  
庄左衛門に「樂焼にして」との注文つきで御居間用の水差  
等の調達が命じられる。次ぐ明和七年二月十三日、惣右衛  
門（初代祖父の名跡）を襲名したことは、事が成就した証  
ではなかつたか。

さらに、名は倉崎幸内と改められる。それは、「譜録」  
によると安永八年（一七七九）十二月二十五日のこととさ  
れる。

この頃から俄然、焼物制作に関連する記述が頻出するよ  
うになり、興隆期が訪れていたように映る。当該日記には  
全く出てこないが、「譜録」によると、安永五年をはじめ  
として安永八年、そして天明二年（一七八二）まで江戸番  
手を勤めること三回にも及び、かつ初回には「同年（安永  
五年）於江戸御焼物御用細工仰付られ候」と江戸でも焼物  
細工を命じられ、同六年には「直詰」を仰せ付けられたと  
書き付けられる。天明三年正月二十日には連續の江戸番手  
に対し苦勞銀二〇〇目押領と記され、上記の倉崎幸内への  
改名は、二回目の江戸番手中のことになる。

江戸にも窯が築造されていたことと併せ、このころ徳山  
藩御用焼成に必要な原材料の支給に関する記事が連続する。  
安永九年九月五日の記事には、御居間御用で先日から早朝  
出勤が求められることにより作事方泊番が免除されたとあ  
る。

そして、また、樂焼焼成を命じられたことが窺えるので  
ある。天明六年八月二十一日の条を見ればよい。樂焼の原  
土は、黒谷土である。樂焼の焼成が至上命令であつたらし  
く、黒谷土や鳴川石などの大坂での調達に直接藩が関わっ  
ていることが分かる。

さて、この藩の意向に、倉崎幸内がどう応じたか。その  
在処は、次の嘆願書で明らかとなる。天明八年（一七八八）  
二月十四日の記事。

### 一 山県郡藏申出候

#### 口上覚

御時節柄御歎申上候段、千万恐多奉存候得共、私儀此  
内打続旅役被仰付、尚焼燒御用被仰付、本業にも無御  
座候、不調法之儀故、何卒其節之御間、奉為合度於江  
戸御願之上稽古等仕旁に付無據余分押借仕、夫已來御  
忍方御引取不足に相成、元来多人数之家子御座候故、  
御扶持方堪忍料而已に而飯料も不足仕事、甚難済仕候  
に付、近年暮々御歎申上御米銀之内押借被仰付、是迄  
且々凌仕候得共、右之通年来之差間に御座候故、此節

に至候而是は確と方便に絶候仕合に御座候、何卒取続御奉公仕度、程々工面仕候得共格別に致方無御座候間、格段之以御了簡八ヶ月之間御暇被下置候はゝ、猶長州深川実方之親類共方へ憚召連罷越、家業細工修行旁滞留仕度奉存候、誠に右留守中少々之甘キにも相成可被成哉、次而は憚儀爰元に而は細工見習之数も無御座候に付、先々且々御用立候程之儀をも為仕度御願申上候、此節歎筋御免被成下候はゝ、早速出足罷越可申候心得に御座候、乍恐此段重疊之御了簡を以、右日數御暇被下置候はゝ難有仕合奉存候、旁之趣何分宜様被仰達可被下候、奉頼候、以上

正月廿日

倉崎幸内

山県郡蔵様

右之通口上書を以申出候間、相伺候所差免候に付、其元郡蔵へ申達候、尤御用之儀有之節は被召帰候間、其段御沙汰候様申達候事

ここには、御用焼物師倉崎幸内の悲痛な訴えが率直に顯れている。本業ではない染焼の調達命令に対する抗いとも映る不信感、多人数の家族を抱えての生計への不安感が切々と語られている。そして、八ヶ月間にも亘る寒家、深川三之瀬への一家あげての暇乞い、それも「家業細工修行」との名目を持つていた。山県郡蔵は、ときの作事奉行である。

願いは悉く認められて、同年三月三日出足。深川への滞在は嫡子への技術伝授という意味も加えられて、八ヶ月が一三ヶ月、さらにはまた一ヶ月、そしてまたまた一ヶ月と延長されたのだつた。

その後の表立つた働きは、富田御殿つまり元藩主の隠居所などでのものだつた。

文化三年（一八〇六）には、江戸屋敷居間御用として、また松本焼茶碗一二口が萩で調達されている。

なお、三代目は、当該日記はもとより「譜録」においても、「倉崎幸内」と表記される。

#### 四代蔵崎栄助

文化十二年（一八一五）録上の「譜録」の筆者である蔵崎栄助は、三代目倉崎幸内の嫡子である。「譜録」によると、文化元年十二月十日に家督を相続している。父、幸内の死より五年前のことになる。

栄助に関する当該日記に見える記述は、極端に少なく、たつたひとつに限られる。文化十四年四月二十八日、家業稽古のため来年三月まで父の寒家、深川三之瀬へ修業に赴くことを承認するというもの。

既述のとおり、寛政期に父とともに長らく深川に籠もり修行した体験を持っていた。この修業が、どのような道を

辿らせ、どのような結果をもたらしたものか、知る手がない。持ち合わせが今は無い。

## おわりに

徳山藩御用焼物師の辿った道を徳山毛利家文庫「御藏本日記」の記事を中心窺つてみた。

御用焼物が江戸御用を目的にはじまつた理と考えられるが、徳山あるいは江戸に築窯されながらその目的にかなうのはあくまでも萩焼、松本焼であった。松本焼を購入した事実もある。

その足跡を追つてみて思うのは、萩焼（松本焼）に引きずられた上に、樂焼の落とした陰がまた強かつたように感じられることである。そして終息の状況は不詳である。窯の遺構も不分明であり、伝世品もほとんど知られていない。

なお、安永六年（一七七七）と七年のそれぞれ秋に、深川の茶碗売り複数が、徳山城下に一日前後の間滞留した記事が見えるが、この御用焼物との関連性については不明である。

〔註〕

1—萩焼を窯跡の発掘調査報告を軸に総合的にとりまとめた「萩燒古窯—発掘調査報告書」（山口県埋蔵文化財調査報告131集、平成二年（一九九〇）三月山口県教育委員会発行）の「萩燒歴史」の章、第一節萩藩窯の成立と発展、三萩焼技法の伝播で「徳山藩御用窯」という項目が立てられ三〇〇字程度で触れられている。二八二～二八三頁。

このほか、徳山藩御用窯について触れたものとしては「生産遺跡分布調査報告書 窯業」（同上第74集、昭和五十八年）一九八三三～三月山口県教育委員会発行）がある。

また、「山口県遺跡地図—第一次改訂版—」平成三年（一九九一）三月山口県教育委員会発行）には、「徳山藩窯跡」、徳山市（現周南市）西金剛山所在として掲載されている。

2—「岩国市史 上」（昭和四十五年（一九七〇）発行）に、「はじめ吉川氏は、茶の湯の用具たる茶碗の需用は、もっぱら萩藩の松本あるいは深川の窯によつていた。ところが元禄年間（略）両藩の仲がとみに悪化して、従前のように萩の陶工を自由に使役することが出来なくなつた。（略）享保八年（一七二三）、六代藩主経永の初参府の時、多田焼と花生とが献上の運びとなつた。」（八三九頁）との記載がある。

3—参考のため、当時（延享三年（一七四六）、寛延元年（一七四八）各年末）の米相場はともに銀一〇〇目当たり一石三斗。この相場は、ここで取扱つてある「御藏本日記」の記事による。

以下も同じ。

4—参考のため、当時（寛延三年（一七五〇）末）の米相場は銀

一〇〇目当たり一石二斗五升。

5—この時期の「江府書簡録」を窺つてみると、江戸番手の名簿

中に藏崎惣右衛門の名が見出される。

6—参考のため、当時（天明二年（一七八二）末）の米相場は銀

一〇〇目当たり一石五升。

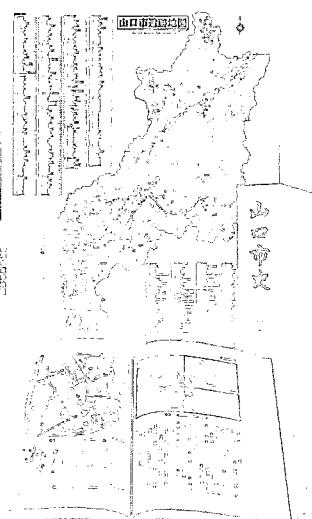
7—【岩国市史 上】は、元文年間（一七三六～四一）に岩国吉  
川家に山県梅軒（一七五七年没）なる樂焼作家のいたことを記

している。八四五頁。

## 山口市史 史料編

### 第三回配本 『考古・古代』

販売開始！



問い合わせ先 山口市 総合政策部 文化政策課 市史編さん室  
〒754-8511 山口市小郡下郷609番地1(小郡総合支所)  
※送付着払による郵送も可能です。  
電話 083(973)2438 Fax 083(973)2439  
e-mail s-hensan@city.yamaguchi.lg.jp

仕 様 A5版、上製本、布クロス表紙 1072頁、函入  
価 格 ⠽七、〇〇〇円  
販売場所 文化政策課山口総合支所(または市史編さん室(小郡総合支所))  
『山口市史』(昭和五十七年刊、平成九年追憶) (各巻七、〇〇〇円)、  
第一回配本「近世」(第一回配本「大内文化」(各巻七、〇〇〇円)、

※送付着払による郵送も可能です。  
お問い合わせ先 山口市 総合政策部 文化政策課 市史編さん室  
〒754-8511 山口市小郡下郷609番地1(小郡総合支所)  
電話 083(973)2438 Fax 083(973)2439  
e-mail s-hensan@city.yamaguchi.lg.jp